

日本橋学館大学 学生会会則

(平成13年4月2日制定)

第1章 総則

- 第1条 本会は、日本橋学館大学学生会と称し、千葉県柏市柏1225-6の日本橋学館大学内に置く。
- 第2条 本学の学生は、入学すると同時に学生会の会員となる。
- 第3条 学生会は、大学公認の課外活動団体を総括する学生の自主的自治組織である。
- 第4条 学生会は、日本橋学館大学学事日程に合わせ、学生が協力し合い有意義な学生生活を過ごす事ができるよう、具体的「活動計画」「活動方針」を立案実施する組織である。

第2章 役員

- 第5条 学生会は、原則として次の役員をおく。会長1名、副会長2名、庶務2名、企画2名、会計2名とする。
- 第6条 会長は、学生会を代表し学生会業務を総括する。
- 第7条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時は、選挙による当選順位の高い順にその任務を代行する。
- 第8条 庶務は、総会その他に関する記録を執り、学生会活動に必要な調査、統計、研究及び広報、渉外を担当し、その他庶務一般に当たる。
- 第9条 企画は、諸行事を円滑に運び内容の充実を図るための企画と運営、それに付属するもの一般を担当する。
- 第10条 会計は、学生会の会計業務及び組織の会計指導を行う。
- 2 会計からクラブ経理セクションを設立し、クラブの会計指導を行う。
- 第11条 会長、副会長は、会員による選挙によって就任し、その他の役員は、会長、副会長が、会員の中から指名する。会長、副会長の選挙については、別に定める。
- 第12条 役員を選出は、11月とする。その任期は、12月より翌年11月までの1年間とする。
- 第13条 各役員に会員の4分の1の不信任の署名が集められた時は、1週間以内に会員投票を行い有効投票数の過半数が不信任の時は、その資格を失う。
- 第14条 役員が辞表を提出した場合は、会長は学生会役員会を開き、議を経てこれを受理する。
- 第15条 会長が欠員となった場合は、副会長が選挙の当選順位の高い順に、直ちに会長となる。他の役員の場合は、学生会役員会の議を経て会員の中からこれを補うことができる。

第3章 総会

- 第16条 学生会は、会員決議機関として総会を置く。
- 第17条 総会は、会長がこれを招集する。議長ならびに副議長は、総会の都度、学生の互選により選出される。
- 第18条 定期総会は、毎年1回6月にこれを開く。但し、次の場合は直ちに臨時総会を開かなければならない。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 学生会役員会が必要と認めたとき。
 - (3) 会員の4分の1以上の要求があったとき。
- 第19条 総会は、会員の5分の1以上の出席と委任状をもって成立する。議決は、出席会員の過半数を必要とし、賛否同数もしくはこれに近い数の場合は、議長がこれを決定する。

第20条 次の事項は、総会の議を経なければならない。

- (1) 予算の承認
- (2) 会則の改正
- (3) その他の事項

第21条 総会の招集及び議題は、総会開催日の10日前までに公示しなければならない。但し、緊急の場合は、この限りではない。

第4章 学生会役員会

第22条 学生会は、常任議決機関として、学生会役員会を学生会内に置く。

第23条 学生会役員会は、学生会役員、柏学祭実行委員会の長と副、クラブ代表委員会の長と副をもって構成する。

第24条 学生会役員会は、毎月1回学生会会長がこれを招集する。但し、次の場合は、直ちに学生会役員会を開かなければならない。

- (1) 役員4分の1以上の要求があったとき。
- (2) 会長が必要と認めたとき。

第25条 学生会役員会は、役員3分の2の出席をもって成立する。学生会役員会の議決は、出席役員の過半数を必要とし、賛否同数の時は、会長がこれを決する。

第5章 柏学祭（はくがくさい）実行委員会

第26条 柏学祭実行委員会は、柏学祭の業務に関する執行機関であり、委員長をもって総括代表とする。

第27条 柏学祭実行委員会は、委員長1名、副委員長2名、会計2名、企画2名を置き、その他必要な部門をもって構成し、学生会役員会が学生会員より選出する。但し、学生会会長は、柏学祭実行委員長を兼務できない。その任期は、1ヶ年とするが、その任を完遂するまでその責を負うものとする。

第28条 柏学祭実行委員会は、学生会に状況報告する。

第6章 ゼミ代表委員会

第29条 ゼミ代表委員会はゼミナールⅠ、ゼミナールⅡ、研究会Ⅰ、研究会Ⅱの代表学生各1名で構成する。

第30条 ゼミ代表委員会は、卒業関係行事の企画等を行う。

第7章 クラブ・同好会

第31条 学生会は、会員の希望によってクラブを置くことができる。

第32条 各クラブは、部員の互選による部長1名、副部長1名、会計1名を置く。その任期は、1ヶ年とする。

第33条 クラブ代表委員会は、各クラブの部長、副部長、会計、部員をもって構成する。委員長1名、副委員長1名、会計2名の役員を置く。

第34条 学生会役員会の決定事項は、クラブ代表委員会に伝えられ、各クラブに通達される。また議題を上げる時は、その逆の経由を辿って提示する。

第35条 クラブを新設しようとする会員は、その目的、予定される名称、部規則、クラブ部長氏名、全部員の氏名、顧問の教職員名を明記した書類をクラブ代表委員会を通じて学生会役員会に届出るものとする。指導者のある場合は、その旨を届出るものとする。学生会役員会は、大学の承認を得なければならない。

第36条 クラブの改廃は、学生会役員会を通じ、大学の承認を得ることとする。

第37条 クラブが学外の団体と交渉もしくは、連携しようとする時は、クラブ代表委員会を通じて、学生会役員会の承認を得なければならない。学生会役員会は、大学の許可を得ることとする。

第38条 各クラブは、活動報告書、決算報告書を年1回3月にクラブ代表委員会に提出しなければならない。また、活動計画書、予算申請書を5月に同様に提出しなければならない。クラブ代表委員会は、学生会役員会を通じ大学に報告する。

第8章 卒業関係委員会

第39条 卒業関係委員会は、卒業祝賀会の業務に関する執行機関である。

第40条 委員長1名、副委員長2名、会計1名を置き、その他必要な部門をもって構成し、4学年以外の学生で構成する。任期は1ヵ年とするが、その任を完遂するまでその責を負うものとする。

第41条 卒業関係委員会は、学生会に状況報告をする。

第9章 会計

第42条 学生会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。寄付の授与に関しては、その都度大学の承認を要する。

- (1) 学生会費は、1年次から3年次までは年額7,000円、4年次は20,000円とし、大学が代理徴収するものとする。
- (2) 学生会費は、原則として授業料と一緒に納入する。
- (3) 前期休学の後、後期に復学の場合は、学生会費としてその年次の金額を徴収する。
- (4) 通期通して（前期・後期）休学の場合は、学生会費の徴収はしない。
- (5) 納入された会費は、理由の如何によらず返却しないものとする。
- (6) 学生会費を納入しその後退学及び除籍の場合、学生会費の返却はしない。
- (7) 前期に学生会費を納入し、後期休学の場合、学生会費の返却はしない。
- (8) 会費の領収は、銀行振込受領書をもって代えるものとする。

第43条 会計年度は、4月1日より翌年3月末までとする。

- (1) 年度予算は、学生会役員会で作成し総会の承認を得て大学へ報告することとする。
- (2) 他部門へ現金で引き渡す時には引き渡しと受領の書類を作り、各々が押印したものを管理保存する。また、購入品目確認、領収書預かりまで責任を持って行うこと。
- (3) クラブの大会参加費捻出について学生会は、予算を検討し援助する。

第44条 年度決算は、学生会役員会が作成し、総会の承認を得なければならない。学生会の会計簿は、随時会員の閲覧に備え、年度決算は、大学の監査を受ける。

第10章 顧問

第45条 大学は、学生会の顧問を本学専任教職員の中から3名任命する。

第46条 顧問は、学生会の運営に協力し、総会に出席するものとする。

第11章 会則の改正

第47条 学生会会則は、総会において出席会員の過半数の賛成をもって可決とし、大学の承認を得て改正することができる。

附 則

この会則は平成22年6月17日から施行する。